

お客様の個人情報の取扱いについて

株式会社 佐賀共栄銀行

I. 個人情報の利用目的について

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号 以下「法」という。）に基づき、お客様の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

記

1. 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、融資業務、及びこれらに付随する業務
- (2) 投信販売業務、保険販売業務等、金融商品仲介業務、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- (3) その他銀行が営むことができる業務これらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して個人情報を加盟する信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (12) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (14) ①銀行法施行規則13条の6の6により、信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金の返済能力に関する情報については、資金需要者の返済能力の調査目的に限り利用・第三者提供するため
②銀行法施行規則13条の6の7により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪歴、社会的身分、または犯罪により害を被った事実についての情報等の非公開情報については、適切な業務運営その他必要と認められる目的に限り利用・第三者提供するため

これらの利用目的については、当行のホームページや全支店の店頭で公表いたしますほか、ご本人に通知する場合は書面で行います。

入出金取引や振込取引など個人情報の取得状況からみて利用目的が明らかな場合等を除き、ご本人との間で契約を締結することに伴って、直接書面でご本人の個人情報を取得する場合には、これらの利用目的をご本人に明示いたします。

また、住宅ローン取引など与信取引に際しましては、これらの利用目的の明示と併せ、当該利用目的について、ご本人の同意をいただきます。

II. 機微（センシティブ）情報の取得について

当行は、金融分野ガイドライン第5条に基づき、機微（センシティブ）情報（人種、犯罪の経歴、信条、病歴、身体障害、知的障害、精神障害等、健康診断等の結果、医師等による保健指導・診療・調剤、社会的身分、犯罪により害を被った事実、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続、労働組合への加盟、門地、本籍地、性生活）は、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供いたしません。また、機微（センシティブ）情報につきましては、銀行法施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

III. 個人データの正確性の確保について

当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データが正確かつ最新の状態に保たれるよう努めます。お届け事情に変更があったときは、書面によりお取引店にお届け下さい。

IV. 開示請求手続きについて

当行は、法第27条、第28条、第29条及び第30条（以下、これらの手続きを総称して「開示請求等手続き」といいます。）に基づき、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続きに対応いたしますので、ご希望の場合は最寄りの本支店にお申出下さい。

1. 開示請求等手続きの対象となる保有個人データの項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先（勤務先名または職業・電話番号）、取引開始日、取引残高（科目、口座番号、残高）、取引の履歴に関する情報等。

2. 開示請求等手続きの受付窓口

本店営業部及び全支店

請求は当行所定の書面によるものとする

3. ご提出いただくもの

個人情報開示請求書（法第27条及び第28条による開示請求の場合）

個人情報訂正・追加・削除依頼書（法第29条に基づく訂正追加削除の場合）

個人情報利用停止・消去、第三者提供の停止依頼書（法第30条に基づく利用停止等の場合）

本人確認のための書類（運転免許証やパスポート等の写し1点）

法定代理人による開示請求等の場合は、上記に加え代理権があることを確認するための書類

4. 手数料

法第 28 条に基づく開示請求の場合は、受付する営業店にて開示請求の際にあらかじめ当行所定の手数料をいただきます。

	開示を依頼する項目	手数料（消費税込）	
1	取引の有無	一件毎	1,100 円
2	氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先（勤務先名または職業・電話番号）、取引開始日	左記一括	
3	取引残高（科目、口座番号、残高）	特定日毎	
4	取引の履歴に関する情報	一項目毎 （融資：口座番号毎） （預金：口座番号毎）	
5	その他（利用目的の通知等）	一項目毎	

5. 回答方法

ご本人よりお届けいただいた住所宛にご郵送する方法により、遅滞なく書面にて回答いたします。なお、代理人による依頼の場合であっても、ご本人に直接回答いたしますので、予め御了承がいます。

6. 開示請求手続きにより当行が取得した個人情報、当該手続きの調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、及び当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

7. 開示しない場合のお取扱について

次に定める場合は、開示いたしかねますので、予めご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付してご通知申し上げます。また、開示しなかった場合についても、所定の手数料を頂きます。

- (1) ご本人の確認ができない場合
- (2) 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
- (3) 所定の依頼書類に不備があった場合
- (4) 開示請求の際にあらかじめ手数料のお支払がない場合
- (5) ご依頼のあった情報項目が、上記 1 の保有個人データに該当しない場合
- (6) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (7) 当行の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (8) 他の法令に違反することとなる場合

V. 信用情報機関及びその加盟会員による個人情報の提供ならびに利用について

1. 当行は、信用情報機関及びその加盟会員（当行を含みます）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づくお客さまの同意をいただいております。

- (1) 当行が加盟する信用情報機関及び同機関と提携する信用情報機関にお客さまの個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産の情報等を含む。）が登録されている場合には、当行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則の法令に基づく返済能力に関する情報、ならびに株式会社日本信用情報機構及び株式会社シー・アイ・シーの情報について、返済能

力の調査の目的に限ります。以下同じ)のために利用すること。

- (2) 下記の個人情報(その履歴を含む。)が、当行が加盟する信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

＊ 当行が加盟する信用情報機関における登録個人情報及び登録期間

登録される個人情報	登録期間		
	個信センター	JICC	CIC
a 氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報	下記(b~h)の情報のいずれかが登録されている期間		
b 本契約に係る申込をした事実として申込日・申込内容(契約が不成立になった場合を含む)	信用情報を利用した日より1年を超えない期間	信用情報を利用した日から6ヶ月以内	信用情報を利用した日から6ヶ月間
c 契約内容(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)に関する情報および取引事実(債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)に関する情報	契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後5年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中及び契約終了後5年以内
d 不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—
e 官報情報	破産・民事再生手続開始決定の日から10年を超えない期間	—	—
f 登録期間に関する苦情を受け調査中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間	—
g 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録した日から5年以内	登録した日から5年以内	当該調査中の期間
h 与信自粛申請、その他の本人申告情報	—	登録した日から5年以内	—

2. 当行は、当行が加盟する下記の信用情報機関において、下記の通り法第23条第5項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)後の契約については、前記1.に記載の通り、お客さまの同意を頂いております。

【共同利用される個人データの項目】

官報に掲載された情報(氏名、住所、破産等の旨、日付等)

【共同利用者の範囲】

- (1) 全国銀行個人信用情報センター(個信センター)の会員及び全国銀行協会
(注) 全国銀行信用情報センターは全国銀行協会が設置・運営する信用情報機関で、その会員の加盟資格は次の通りです。
- (2) 全国銀行協会の正会員
- (3) 上記(1)以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
- (3) 政府関係金融機関またはこれに準じるもの
- (4) 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)にもとづいて設立された信用保証協会
- (5) 個人に関する与信事業を営む法人で、上記(1)(2)(3)に該当する会員の推薦を受けたもの

【利用目的】

全国銀行個人信用情報センターにおける自己の与信取引上の判断

【個人データの管理について責任を有する者の名称】

(1) 全国銀行協会

3. 上記のほか、上記の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、信用情報機関による会員に対する規則遵守の状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。
4. 当行の加盟する信用情報機関は、次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では出来ません）。
 - (1) 当行が加盟する信用情報機関（両機関は相互に提携しています）
 - ・全国銀行個人信用情報センター（個信センター）
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL03-3214-5020
主に金融機関とその関係会社を会員とする信用情報機関
 - ・㈱日本信用情報機構（J I C C）
<http://www.jicc.co.jp/>
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
TEL 0570-055-955
主に貸金業者を会員とする信用情報機関
 - (2) 当行が加盟する信用情報機関と提携する信用情報機関
 - ・㈱シー・アイ・シー（C I C）
<http://www.cic.co.jp/>
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
TEL 0120-810-414
主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする信用情報機関

VI. 個人情報の委託について

当行は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱の全部または一部を委託する場合があります。委託につきましては、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

VII. 個人情報の共同利用について

当行は、以下の内容におきまして、お客さまの個人データを共同利用させていただいております。なお、共同利用の取扱につきましては、見直しを行う場合には、予めその内容を公表いたします。

1. 共同利用する個人データの項目

当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）、当該振出について屋号があれば当該屋号、住所（法人であれば所在地。郵便番号を含みます。）、当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）、生年月日、職業、資本金（法人の場合に限ります。）、当該手形・小切手の種類、当該手形・小

切手の額面金額、交換日（呈示日）、支払銀行（部・支店名）、持出銀行（部・支店名を含みます。）、不渡事由、取引停止処分をうけた年月日、不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所及び当該手形交換所が属する銀行協会

2. 共同利用者の範囲

各地手形交換所、各地手形交換所の参加金融機関、全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センター、銀行協会の特別会員である各地銀行協会（各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。）

3. 共同利用における利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保及び金融機関における自己の与信取引上の判断。

4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所の所属する銀行協会

以 上

（令和元年 10 月 1 日改正）